

指定管理者候補者選定基準表：新座市放課後児童保育室（西堀放課後児童保育室外8室）

必須要件	審査内容	判定	
		適合	不適合
	<ul style="list-style-type: none">・法令等が遵守されているか・仕様書に適合した事業計画となっているか		(適合) 否

*必須要件について、個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、失格とし以下の採点は実施しない。

選定項目	審査項目	審査内容	配点	採点	
1 （ <u>条例第2条第4項第1号</u> ） 利用者の平等な取扱い	施設の設置目的に沿った管理	保育室の設置目的を理解しているか 利用者が児童であることに配慮した管理運営内容か	3 3		
	申請団体の経営理念・経営方針	保育室の設置目的との整合性があるか	3		
		経営理念・経営方針を保育室運営に反映できるか	3		
	個人情報の取扱い	保育室が保有する個人情報への取扱いは適切か	3		
	情報公開の取扱い	保有情報の公開に対する措置が講じられているか	3		
	利用者の要望の把握・苦情処理体制	利用者からの意見・要望を把握し、対応する体制が整備されているか	3		
	公の施設としての施設運営	公平かつ安全な運営に配慮しているか	3		
		遵守すべき関係法令等を理解しているか	3		
		提案している事業内容は的確か	3		
小計				30	
24.45					
2 （ <u>条例第2条第4項第2号</u> ） 施設の適切な維持管理体制	利用サービスの向上	サービス向上のための方策を具体的かつ現実的に提案しており、創意工夫が認められるか	5		
		保育室の設置目的を効果的に達成する事業内容となっているか	5		
	魅力的な提案	地域との連携等、管理運営を向上させるための提案があるか	5		
	施設の維持管理体制	適切な維持管理が見込める体制か	5		
		委託等の方針は適切か	5		
	安全管理体制	日常時の安全管理及び急病等の緊急時対策や防犯、防災等の危機管理体制は適切か	5		
小計				30	
25.00					
3 （ <u>条例第2条第4号</u> ） 経費の縮減	経費の縮減額	市が設定した基準額（※）と比べて経費が縮減されているか	25		
	経費の縮減に対する工夫	経費縮減の工夫はあるか	5		
小計				30	
29.00					
4 （ <u>管理条例第2条第4項第1号</u> ） 管理を安定化するための能力	収支計画	積算された経費は事業計画と整合しているか	3		
		収支計画内容に実現性があるか	3		
	安定的な運営	安定的な運営を図れる財務状況か	3		
		適切な経理が見込めるか	3		
	職員体制	組織体制についての事業計画内容は適切か	3		
		職員の勤務体制についての事業計画内容は適切か	3		
		職員の採用、確保についての事業計画内容は適切か	3		
		職員の研修体制についての事業計画内容は適切か	3		
	申請団体の実績	類似施設等の運営実績はあるか	3		
		運営実績は、保育室の管理運営にいかせるものか	3		
小計				30	
24.15					
合計				120	
102.60					

(注) 申請者のうち、市で定めた基準点（80点）を上回っていない場合は、指定管理者の候補者には選定しない。

※ 裏面参照

1 必須要件

「法令等が遵守されているか」及び「仕様書に適合した事業計画となっているか」の必須要件について個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、指定管理者の候補として選定しないため、1から4までの選定項目に係る採点は実施しない。

2 基準額・評価方法

選定基準表の3「審査項目：経費の縮減額」の点数（配点25点）については、以下のとおりとする。

(1) 基準額

基準額について、将来的に想定される民間事業者を含めた公募を見据え、現在の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社における令和5年度予算額に賃金の上昇分を加え、次期指定管理期間である5年間分の経費を基本として積算した。

なお、各指定管理者により支援単位数が異なるため、1支援単位当たりの経費を基準額とした。

区分	金額
採点に当たっての基準額	15,568千円

(2) 経費の縮減額の評価

基準額を15点（基準点）とし、0～25点の範囲で、提案額が基準額を下回る場合は、基準額を1パーセント下回るごとに1点を加点する。逆に、提案額が基準額を上回る場合は、基準額を1パーセント上回るごとに1点を減点する。